⑪ 区分番号Ｂ００５―７―２に掲げる認知症療養指導料
⑫ 区分番号Ｂ００５―８に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料
⑬ 区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料
⑭ 区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料
⑮ 区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注1、注3、注4、注7、注8及び注10から注12までに掲げる場合に限る。）
⑯ 区分番号Ｂ０１０に掲げる診療情報提供料(Ⅲ)
⑰ 区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料
ロ 別表第一第2章第4部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
① 第1節通則第4号のイに規定する点数
② 区分番号Ｅ００１の1に掲げる単純撮影
③ 区分番号Ｅ００２の1に掲げる単純撮影
ハ 別表第一第2章第5部第3節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）第十六第二号に掲げる薬剤に係るものに限る。）
ニ 別表第一第2章第6部第2節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六第三号に掲げる薬剤（抗悪性腫瘍剤を除く。）に係るものに限る。）
ホ 別表第一区分番号Ｈ００５に掲げる視能訓練及び同表区分番号Ｈ００６に掲げる難病患者リハビリテーション料
ヘ 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
① 区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法
② 区分番号Ｉ００３―２に掲げる認知療法・認知行動療法
③ 区分番号Ｉ００７に掲げる精神科作業療法
④ 区分番号Ｉ００８―２に掲げる精神科ショート・ケア（注5に係る場合を除く。）
⑤ 区分番号Ｉ００９に掲げる精神科デイ・ケア（注5に係る場合を除く。）
ト 別表第一第2章第9部に規定する点数（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五第二号に掲げる処置に係るものを除く。）
チ 別表第一第2章第10部から第12部までに規定する点数
二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のイの(1)から(4)までの注又はロの(1)及び(2)の注7に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）
イ 別表第一第1章第1部に規定する点数
ロ 別表第一区分番号Ａ４００の1に掲げる短期滞在手術基本料1
ハ 別表第一区分番号Ｂ００５―７に掲げる認知症専門診断管理料
ニ 別表第一第2章第3部及び第4部に規定する点数
ホ 別表第一第2章第5部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）
ヘ 別表第一第2章第6部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）
ト 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
① 区分番号Ｉ０１１に掲げる精神科退院指導料
② 区分番号Ｉ０１１―２に掲げる精神科退院前訪問指導料
チ 別表第一第2章第9部から第13部までに規定する点数
三 別表第二に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが算定されるべき療養
イ 区分番号Ｂ００４―１―４に掲げる入院栄養食事指導料
ロ 区分番号Ｂ００４―９に掲げる介護支援連携指導料
ハ 区分番号Ｂ００６―３に掲げるがん治療連携計画策定料
ニ 区分番号Ｂ００６―３―２に掲げるがん治療連携指導料
ホ 区分番号Ｂ００７に掲げる退院前訪問指導料
ヘ 区分番号Ｂ００８に掲げる薬剤管理指導料
ト 区分番号Ｂ０１１―４に掲げる退院時薬剤情報管理指導料
チ 区分番号Ｂ０１４に掲げる退院時共同指導料1
リ 区分番号Ｂ０１５に掲げる退院時共同指導料2
ヌ 区分番号Ｃ００３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料
ル 区分番号Ｃ００７に掲げる在宅患者連携指導料
ヲ 区分番号Ｃ００８に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料
四 次に掲げる患者
イ 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床に限る。）に入院している患者
ロ 老人性認知症疾患療養病棟の病床において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者

次に掲げる療養
一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(1)から(3)までの注5に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）
イ 別表第一区分番号Ａ２２７に掲げる精神科措置入院診療加算
ロ 別表第一第2章第3部第3節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六第二号に掲げる薬剤に係るものに限る。）
ハ 別表第一第2章第6部第2節に規定する点数（特掲診療料の施設基準等第十六第三号に掲げる薬剤（抗悪性腫瘍剤を除く。）に係るものに限る。）
ニ 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの
① 区分番号Ｉ００２に掲げる通院・在宅精神療法
② 区分番号Ｉ００３―２に掲げる認知療法・認知行動療法
③ 区分番号Ｉ００７に掲げる精神科作業療法
④ 区分番号Ｉ００８―２に掲げる精神科ショート・ケア（注5に係る場合を除く。）
⑤ 区分番号Ｉ００９に掲げる精神科デイ・ケア（注5に係る場合を除く。）
二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(1)から(3)までの注5に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）
イ 別表第一第1章第1部に規定する点数
ロ 別表第一区分番号Ａ４００の1に掲げる短期滞在手術基本料1
ハ 別表第一第2章第3部及び第4部に規定する点数
ニ 別表第一第2章第5部に規定する点数（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）